

最新

第二すみれ保育園 運営規程

社会福祉法人総社福社会

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 社会福祉法人総社福祉会が設置経営する 第二すみれ保育園（以下「本園」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この規程は、児童福祉法（以下「法」という。）第 45 条の規定による児童福祉施設最低基準に基づき、本園において入所児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な運営が確保されることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第 3 条 本園は、第二すみれ保育園と称する。

(所在地)

第 4 条 本園を岡山県岡山市北区下足守 1545 番地の 1 に置く。

第 2 章 職員及び職務内容

(職員の区分及び定数)

第 5 条 園に次の職員を置く。職員定員は、職員配置基準を下回らない人数とする。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| (1) 園 長 | (2) 主任保育士 | (3) 保育士 |
| (4) 栄養士 | (5) 調理員 | (6) 嘱託医 |

- 2 前項に定める者のほか、必要に応じ副園長、及びその他の職員を置くことができる。
- 3 第 1 項、第 2 項に定める常勤職員のうち、園長・副園長・主任保育士を除いた者のうちから、必要に応じ副主任職員として任命することができる
- 4 園に勤務する常勤職員のうち、園長・副園長・主任保育士、及び第 3 項に定める副主任職員を除いた者のうちから、必要に応じ専門リーダー、職務分野別リーダーとして任命することができる。
- 5 第 1 項に定める(5)の職員は、(4)の職員が兼ねることができる。

(職員の資格)

第 6 条 職員は、岡山市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第 5 条に該当する者のうちから理事長が任命する。

但し、保育士については、児童福祉法第 18 条第 4 に該当する保育士資格者であることを要する。

(職 務)

- 第 7 条 園長は園の業務を統括し、当園の運営管理全般と職員の指揮監督・会計事務等に従事する。
- 2 副園長は、園長を補佐する。
 - 3 主任保育士は、園長（副園長）を補佐し、保育業務の充実に努め、保育士を統括するとともに職場秩序の維持に努める。
 - 4 副主任職員は、主任を補佐する。
 - 5 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
 - 6 栄養士は、入所児に提供する給食、及び間食の立案の他栄養記録等栄養管理の維持に努め、また場合によっては給食業務にも従事することがある。
 - 7 調理員は、栄養士を補佐し給食業務に従事する。
 - 8 嘱託医は、園児の健康管理に従事する。

(職務の心得)

- 第 8 条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第 3 章 文 書

(文書の取扱)

- 第 9 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

- 第 10 条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

- 第 11 条 備えるべき簿冊及び保存年限は別に定めるところによる。

第 4 章 入所及び退所

(定 員)

- 第 12 条 本園の利用定員及び、認可定員は 100 名とする。その内訳は次の各号に定めた人数とする。
- 1) 乳児の利用定員及び、認可定員 12 名とする。
 - 2) 満 3 歳に満たない幼児の利用定員及び、認可定員は 32 名とする。
 - 3) 3 歳以上の幼児の利用定員及び、認可定員は 56 名とする。

(利用に関する事項)

第 13 条 本園の入園資格は児童福祉法第 24 条の規定により委託を受けた者であること。
ただし、定員に余裕のある場合は私的契約児を入園させることができる。

(利用終了に関する事項)

第 14 条 園長は、次に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て退園させることができる。

- 1) 保護者が退所を申し出たとき。
- 2) 入所児が長期に渡り闘病し、回復の見込がないとき。
- 3) 保護者が、法令等に支給要件に該当しなくなったとき。
- 4) その他委託権者と協議のうえ退所させることが適当と認められたとき。
- 5) 私的契約児で理由なく保育料を 3 カ月以上滞納したとき。

第 5 章 入所児に対する処遇

(平等の原則)

第 15 条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第 16 条 保育料は委託児について区市町村長の定めた額とする。

- 2 延長保育料は、「延長保育実施要綱」に定める額とする。但し、区市町村長の規定により免除される者を除く。
- 3 延長保育利用児の保育料は、「延長保育利用実施要綱」に定める額とする。
- 4 一時保育利用児の保育料は、「一時保育利用実施要綱」に定める額とする。
- 5 私的契約児の保育料は、保育単価及び区市町村の補助基準とする。
- 6 保護者が負担する保育料のほか、全年齢の幼児から行事費として別表に定める額を徴収する。また、委託児年齢 1 歳児以上の幼児に対して保育に使用する絵本代として別表に定める範囲で徴収する。加えて委託児年齢 5 歳の幼児は、教材費として別表に定める範囲で徴収する。
- 7 本園では完全給食を実施している関係で、第 6 号のほか委託児年齢 3 歳以上の幼児に対し、主食費及び、副食費を徴収する。尚、徴収額は別表に定める。
- 8 第 6 号及び第 7 号の他任意の費用については、随時知らせたうえ徴収する。
- 9 入園に際する費用としては、別表に掲げるものとする。

(保育時間)

第 17 条 保育時間は、次に定める時間とする。

- 1) 短時認定児は、午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間とする。
- 2) 長時認定児は、午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間とする。
但し、土曜日の保育時間は午後 6 時までとする。

(延長保育)

第 18 条 保護者の就業等の都合により平常の保育時間以後の保育は、別に定める「延長保育実施要綱」に基づき延長保育を受けることができる。

- 1) 短時認定児は、午前 7 時から午前 8 時までの 1 時間及び、午後 4 時から午後 7 時までの 3 時間の延長とする。
- 2) 長時認定児は、午後 6 時から午後 7 時までの 1 時間の延長とする。

(一時保育)

第 19 条 本園は、別に定める「一時保育実施要綱」に基づき一時保育を実施する。

(登降園)

第 20 条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育の内容)

第 21 条 本園は、保育所保育指針に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行う。

- 1) 特定教育・保育（第 17 条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- 2) 養護と教育の一体的な提供
- 3) 食事の提供
- 4) 子育て家庭に対する支援
- 5) 延長保育事業
- 6) 一時預かり事業
- 7) その他保育に係る行事等

(虐待等の禁止)

第 22 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- 2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- 3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2) 職員は、入所児に対し、岡山市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第 12 条及び同第 13 条の規定により、

以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- 1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為
- 2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- 3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- 4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- 5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- 6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- 7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えることや、必要以上の大きな声で、園児を脅かす行為。

- 8) 園児の身体的、精神的障害等を言葉や行動で、心理的苦痛を与えること。
- 9) 排泄・排便の失敗の際、叱ったり粗雑に扱う行為
- 10) 園を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- 11) 性的な嫌がらせをしたり、当該園児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第 23 条 職員は、園児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(日課及び年間行事)

第 24 条 日課及び年間行事については別に定める。

(休 日)

第 25 条 本園の休日は次のとおりとする。

- 1) 日曜日、祝祭日及び国民の休日
- 2) 年末年始の休暇（12 月 29 日より 1 月 3 日まで）
- 3) 第 1 号に掲げた日において園の行事を催した場合の代替の日
- 4) その他園長が必要と認める臨時の休日

(欠 席)

第 26 条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書等で園長に届け出るものとする。

(休 園)

第 27 条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により、園内において感染拡大のおそれがあると園長が認めるときは、園医と協議のうえ休園の措置をとることができる。

(保護者との連絡)

第 28 条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第 29 条 園長は常に児童の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておくなければならない。

(苦情対応)

第 30 条 保護者は提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、苦情解決取扱要綱に記載された通りである。

(個人情報)

第 31 条 個人情報は、別に定める「個人情報保護法に伴う、安全管理上の留意事項」によるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 6 章 災害対策及び緊急時対応

(防災管理・災害対策)

第 32 条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回園児、及び職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

- 2 非常災害の措置として別表に定めにより履行する。また、園長は、予め予測される台風等の自然災害に対し休園の措置をとることができる。
- 3 園長は、本園児に対し園内外で想定される緊急事態に備え緊急マニュアルを整備し、マニュアルに則り対処しなければならない。

第 7 章 地域活動事業

(子育て支援事業)

第 33 条 地域の子育て家庭を援助するため、園庭解放、園解放、育児相談、子育て講座の開催、子育て通信の発行等からなる子育て支援事業を実施する。

第 8 章 雑 則

(改正)

第 34 条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人総社福社会理事会の決議を経るものとする。

付 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規則の一部を、平成 14 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 15 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 16 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 20 年 10 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 24 年 1 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 26 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 27 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、平成 29 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、令和 元年 10 月 1 日から改正し施行する。

この規則の一部を、令和 4 年 4 月 1 日から改正し施行する。